

昭島市高齢者水道スマートメーター見守り事業



目的

水道スマートメーターを活用して、一人暮らしの高齢者の方の生活状況や異常検知を、あらかじめ登録した協力者（ご親族等）の方が把握できるようにすることで、高齢者及びそのご親族等の不安を解消します。

見守りの対象者（利用者）

市内在住の65歳以上の一人暮らしの方

概要

毎日の生活で使う“水”に注目

生活する上で、毎日必ず使う「水道」を用いた見守り事業です。
定期的に「水道」を使うことで、元気な生活を送っていることが、見守る人たちに伝わります。

普段どおり生活するだけでOK

特別なことをしていただく必要はありません。
高齢者ご本人のプライバシーにも配慮して、そっと見守ります。

どうやって見守るの？

新たに設置する水道スマートメーターが、水道の使用状況を把握し、受信センターを通して、見守る方（協力者）に、状況に応じたメールを送信します。

毎朝、初めて水道を使ったとき

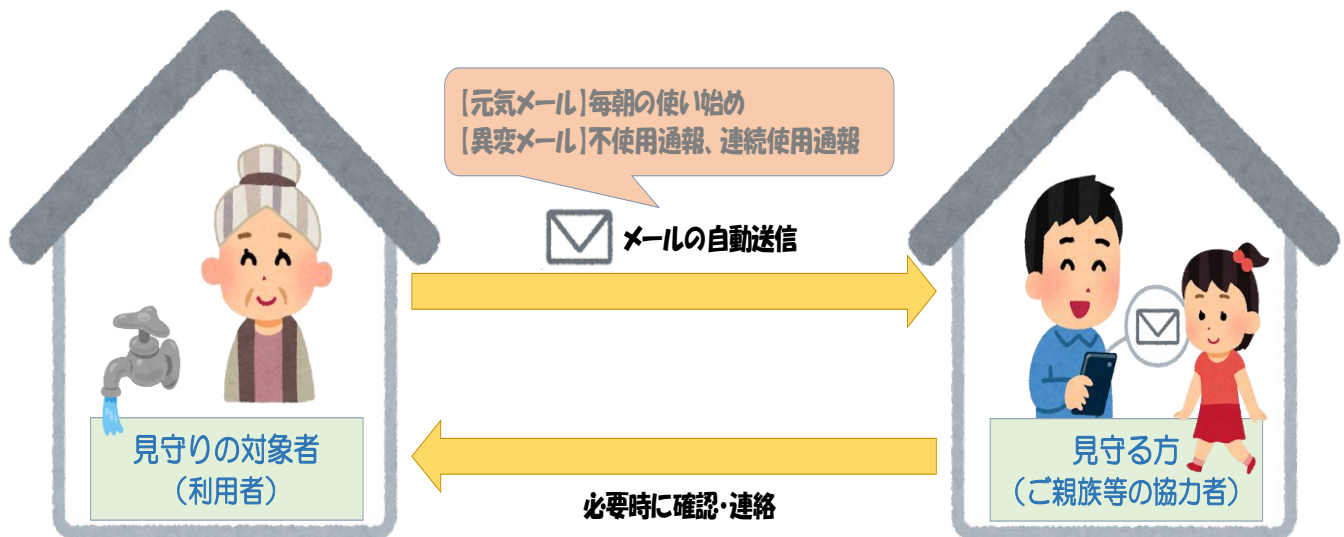
【元気メール】を配信

活動を始めたことが、
見守る人に伝わります

8時間以上、水道を使っていない
または
2時間以上、水道を出し続けている

【異変メール】を配信

「いつもと違う」ことが、
見守る人に伝わります

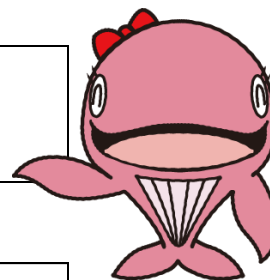


事業の主な流れ

利用者

○ 申請

「高齢者水道スマートメーター見守り事業利用
申請書(第1号様式)」を昭島市水道部に提出



市

○ 利用を承認

「高齢者水道スマートメーター見守り事業利用
承認通知書(第2号様式)」を通知

市

○ 水道スマートメーターを発注・設置

水道スマートメーター
の発注・設置には、
1か月～2か月程度の
期間がかかります。

利用者

○ 利用料の支払い

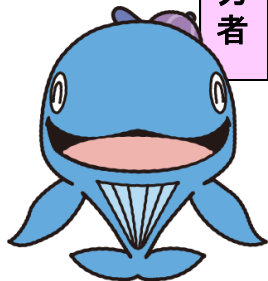
月額：165円(税込)
毎年度、4月中に1年分を昭島市水道部へ支払い
(申請初年度のみ、月数や支払時期は別途調整)

○ メール配信先(協力者)の設定など

協力者

○ 見守りメールの受信(以下の場合に、自動送信)

- ・ 毎朝、初めて水道を使ったとき
- ・ 8時間以上、水道を使っていないとき
- ・ 2時間以上、水道を出し続けているとき



※利用の取消しは、いつでも可能です。
その場合、未利用月分の利用料は返金となりますが、
利用料の日割計算はできません。
(取消しのタイミングによっては、次月分まで利用料
がかかることがあります。)

【お問合せ先】

水道部業務課

住所：朝日町四丁目23番28号

電話：042-543-6111

保健福祉部介護福祉課高齢者支援係

住所：田中町一丁目17番1号

電話：042-544-5111

